

# 令和4年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日 時 令和4年10月12日（水） 午後6時00分～午後7時00分

場 所 市役所本庁舎4階 401会議室

出席者 加藤光治会長、秋田谷順子副会長、嶋田拓馬委員、今野くる美委員、高梨朝靖委員、濱岡奈美江委員、本間郁美委員、宇野博徳委員（出席委員8名）

事務局 松儀倫也環境市民部長、吉井重正広聴・市民生活課長、矢野淳司広聴・市民生活課主査、泉亮子広聴・市民生活課主任

傍聴者 2名

## 1. 開会

【事務局（吉井広聴・市民生活課長）】

本日は、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。ご案内の時刻となりました。ただ今から「令和4年度 第1回石狩市市民参加制度調査審議会」を開催いたします。

私は、この審議会の事務局を務めます、石狩市環境市民部広聴・市民生活課長の吉井と申します。会長・副会長が決まるまでの間、進行役を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の事務局につきましては、昨年度までは企画課が担当しておりましたが、今年度から事務局の所管替えがあり、広聴・市民生活課が担当することになりました。1年目ということで何分不慣れではございますが、皆様と一緒に勉強しながら事務を遂行してまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。今年度は、任期満了に伴う委員の改選により、第11次として9名の方が決定されているところでございます。委員構成は、学識経験者1名、団体推薦者2名、公募5名、行政職員1名となっております。なお、委嘱状の交付につきましては、時間の関係もございますので、大変恐縮ではございますが、あらかじめ皆様のお座席に配布させていただきました。これをもちまして交付とさせていただきます。委嘱期間は、令和6年3月31日までの2年間です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当審議会の開会に先立ち、事務局を代表して、石狩市環境市民部長の松儀から、ご挨拶申し上げます。

【松儀環境市民部長】

本日はご多用の中、また夜間の開催にも関わらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、日頃より本市行政に多大なるご理解とご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。ただいま、委嘱状をお渡しさせていただきましたが、皆様におかれましては、委員を快くお引き受けいただきましたこと、改めて感謝申し上げる次第であります。

本市では、重要な案件を決定しようとするときに、事前に情報を公表した上で、市民からの意見を聴くための手続きを定めた「市民の声を活かす条例」を、平成13年に制定、14年から施行し、ちょうど

---

20年を経過したところであります。思えば、私事ではありますが、条例ができる前、平成12年に職員有志による市民参加制度研究会に参加し盛んに議論を続け、条例が制定され正式に担当した14年には、職員に喜ばれると思いきや、なぜそんな面倒な事しなきゃならないんだと、ずいぶん恨まれてきました。今では当たり前になっている手続きも、ひとり一人説明して歩き、時には部長・課長を説得して回った思い出があります。その仕事が20年の節目の年に私どもが担当になるという縁を感じております。この条例は、市民参加手続条例として、全国に先駆けて施行したもので、この間、多くの自治体から注目を浴びた条例でもありますが、市の政策に対し、パブリックコメントや審議会など様々な方法による市民参加手続がなされており、市民の皆様と市が協力をして、市民生活の向上を図ってきたところであります。はじめは、行政活動へ参加してもらおう、というちょっと上から目線でありましたところから、市民とともに協働しようという、同じ目線に立って考えることで、仕事の質も変わったと感じています。終わりになりますが、本審議会は、この条例に基づいて設置されたもので、この間、10次にわたる審議会の中で、市民参加制度の仕組みを、より効果的なものにするためのアイデアなど、様々な観点から、具体的なお提言をいただいていたところであります。

これまで、多くの市民参加手続が行われる中で、市民と市役所が、ともに行政活動に対する、市民参加への意識は着実に根付いてきているものと思っておりますが、委員の皆様にはチェックしていただくことはもとより、より市民が参加しやすいようなご提案やアイデアをいただき、より良いものにして行ければと思っております。2年間、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（吉井広聴・市民生活課長）】

続いて、委員の皆様を座席順にご紹介いたします。着席のままで結構ですので、一礼をお願いできればと思います。

はじめに、学識経験者であります、加藤 光治 様です。石狩市代表監査委員を勤められた経歴をお持ちで、現在は石狩商工会議所専務理事を勤めていらっしゃいます。

次に、団体推薦であります、石狩商工会議所青年部の嶋田 拓馬 様です。

同じく、団体推薦であります、NPO法人ひとまちつなぎ石狩の秋田谷 順子 様です。

次に、一般公募でご参加いただく皆様です。今野 くる美 様。高梨 朝靖 様。濱岡 奈美江 様。本間 郁美 様。最後に、石狩市企画経済部企画課の宇野 博徳課長です。

・なお、砂子 タケ子 様は、本日ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

・以上、9名の皆様で本年度と来年度の2年間、ご審議いただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

・続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。広聴・市民生活課主査の矢野です。広聴・市民生活課主任の泉です。

次に、本日の会議でございしますが、「砂子委員」から欠席の連絡がございましたので、本日の出席者数は8名です。「石狩市市民参加条例」第32条第2項に規定する委員の半数以上の出席となっておりますことから、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

---

## 2. 会長・副会長選出

次に、次第の2「会長と副会長の選出」でございます。条例第31条第2項の規定では、会長及び副会長は、市職員以外の委員から、互選により選出することになっておりますが、立候補又は推薦、あるいは選任方法についてのご意見があればお願いいたします。

### 【宇野委員】

事務局一任でお願いします。

### 【事務局（吉井広聴・市民生活課長）】

只今、事務局に一任する旨のご発言がございました。事務局から提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

事務局案としましては、会長には、学識経験者であります加藤委員に、副会長には、秋田谷委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声）

ご異議がないようですので、会長には加藤委員、副会長は秋田谷委員をお願いすることといたします。これから2年間どうぞよろしくをお願いいたします。お2人には、会長、副会長の席へご移動をお願いいたします。

・それでは、加藤会長から、就任にあたりましてご挨拶いただきたいと思います。加藤会長、よろしくをお願いいたします。

### 【加藤会長】

皆さん本日はご苦勞様です。ただいま、事務局の方から会長ということで仰せつかりましたので、秋田谷副会長ともども、よろしくをお願いいたします。

先ほど松儀部長のほうから、市民参加制度の経過と現状についてお話がありましたが、私も自治体の根幹をなす制度の一つと認識をしておりますので、今後も市民と市役所で協力し合い、より良い街づくりをしていくために、市民側から見ても、行政側から見ても、適切に運用されているかどうかを、皆さんで議論していきたいと思っておりますので、2年間どうぞよろしくをお願いいたします。

---

### 3. 諮問

【事務局（吉井広聴・市民生活課長）】

次に、次第の3「諮問」でございますが、環境市民部長の松儀から加藤会長に諮問書をお渡しいたします。

【松儀環境市民部長】

石狩市市民参加制度調査審議会会長 加藤 光治 様。

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第28条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価等について、貴審議会の意見をうかがいます。石狩市長 加藤 龍幸。

（諮問書手交）

【事務局（吉井広聴・市民生活課長）】

以後の進行を、加藤会長にお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

【加藤会長】

- ・審議会の議事は会長が行うこととなっておりますので、皆様のご協力のもと、円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
- ・なお、議事録を作成するために録音をしておりますので、発言の際は挙手の上、私が指名してから、ご発言をお願いします。
- ・それでは早速、次第に基づき進めてまいります。
- ・まず、事務局より、委員の皆様を確認事項がございますので、お願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

はじめに、委員の皆様にお配りしております資料を確認させていただきます。

令和4年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会と書かれた冊子を郵送にて配布しておりますが、次第、名簿、諮問書、協議事項、議題、資料1から7までございます。お持ちでない場合はお申し出ください。私からは以上です。

### 4. 協議事項

【加藤会長】

- ・それでは、「次第の4、協議事項の1 第11次審議会の運営ルールについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

それでは、私の方から、次第の4 協議事項の1について、ご説明いたします。資料の3ページをご

---

---

覧ください。

市では、市民参加手続を適正に実施するため、『市民参加手続マニュアル』を作成して、運用しているところですが、審議会開催後の事務についての規定があります。その中で、「議事録作成」については、議事録の作成方法を、あらかじめ、審議会のルールとして定めることとしています。

第10次までのルールでは、

- ・議事録は、情報の保護に差し支えないものは基本的に全文を記載する。
- ・議事録の内容は、出席委員全員で確認する。
- ・出席委員の確認終了後に、会長が署名して議事録を確定する。

ということをルールとしていました。

また、審議内容の向上を図るため、委員の同意により、審議会を傍聴した方が意見や感想などを文書で提出できることを認めております。

第11次の審議会において、これら4つのルールについて、継続してよいか、または変更すべき点があるか、ご検討をお願いします。私からは以上です。

【加藤会長】

- ・ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見等がございましたら、ご発言願います。

ないようですので、それでは、お諮りいたします。運営ルールについては、これまでと同様、

- ・議事録については全文を記録する
- ・議事録の内容は出席委員全員で確認する
- ・確認終了後は、会長の署名により議事録を確定する
- ・傍聴者の方からの書面による感想や意見の提出を認める
- ・以上のことを、第11次審議会のルールとすることによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ・ありがとうございます。
- ・引き続き「協議事項の2 第11次審議会の審議内容について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

私の方から、協議事項の2についてご説明いたします。

資料は、同じく3ページの中段になります。

①審議項目については、先ほど提出した諮問書のとおり、「市民参加手続の実施運用状況の評価等」についてご審議をいただきたいと存じます。

②スケジュールについては、令和4年度1回、令和5年度1回の、計2回の審議会を予定しています。

---

本日は、このあと「令和3年度の市民参加手続の実施状況」をご報告いたしますので、それに対する評価をしていただきます。来年度の審議会については、「今年度の市民参加手続の実施運用状況についての評価等」をご審議いただき、第11次審議会としての答申をまとめていただくこととなります。答申については、資料の12ページに、昨年度の答申書を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。私からは以上です。

【加藤会長】

・ただいま、事務局から説明があったように、市民参加制度が適切に運用されているか、何か改善すべき事項があるか、などといったことを議論し、最終的には意見を取りまとめて、令和5年度に答申することとなります。何かご意見等がございましたら、ご発言願います。

5. 議題（1）令和3年度市民参加手続の実施運用状況等について

【加藤会長】

・ないようですので、それでは「次第の5、議題 令和3年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

資料の5ページをご覧ください。

資料1 令和3年度市民参加手続の実施状況についてご説明いたします。

①【市民参加手続の手法ごとの実施状況】の表をご覧ください。

こちらの表は、市民参加手続を手法ごとに、件数と参加人数をまとめたものです。手続の手法について、ご説明いたします。

・上から、審議会とは、市の依頼を受け、市政に関する事項の審査や検討などを行う合議制の組織のことです。次に、パブリックコメントとは、市民参加手続の対象となっている案件、例えば条例の制定や改正を行う場合などに、市が原案や資料を公表し、それに対する市民からの意見を、広く募集するものです。次に、縦覧・意見書提出とは、都市計画法や地方税法などに基づいて行われるもので、都市計画の案や、土地・家屋の評価額などを見ることができものです。次に、ワークショップや市民会議は、テーマに対して自由な議論を行う場で、早い時期から検討を行う場合に行われる手法です。その他、意見交換会やアンケートによる手法を行う案件もございます。

・こちらの表では、令和2年度と3年度の開催件数と参加人数について掲載しており、合計件数は、令和2年度で62件の開催で、3,558人参加、令和3年度は42件の開催で、754人が参加され、前年に比べ、開催件数が20件、参加人数が2,804人減少となりました。令和3年度の参加人数が大幅に減少した理由は、令和2年度では、その他のアンケートを2件実施しており、2,721人が参加されましたが、令和3年度ではアンケートの実施がなかったことが主な要因です。

---

次に②【各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等】をご覧ください。

・こちらは、①の手続きについて、課ごとに詳細をまとめたもので、各テーマに対して行われた手続の手法を記載しております。「終了月日」は、審議会の場合は、答申日、パブリックコメントの場合は、意見募集の期限日となっています。「参加人数」は、審議会の場合は出席した委員数、パブリックコメントや縦覧の場合は意見の提出者数、アンケートの場合は回答者数、意見交換会の場合は参加者数となっております。なかには、1つのテーマで複数の手法を用いる場合もあり、案件によって、各課でふさわしい方法を検討して実施しています。令和3年度は、17の担当課において43件の市民参加手続を実施しております。資料1の説明は以上です。

【加藤会長】

・ただいま事務局から説明がありました「資料1」について、ご意見等がございましたらご発言願います。

【本間委員】

アンケートについて、これだけ差が出るということは、広く周知されていなかったのか、わかりにくかったのかをお聞きします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

アンケートによる手法については、令和2年度で2件実施され、2,721人が参加されましたが、令和3年度ではアンケートによる手法を実施しなかったため、参加者が0人となり、これだけ差が出たという結果となっております。

【本間委員】

わかりました。

【加藤会長】

他にご意見ございますか。

【嶋田委員】

今のお話と繋がることですが、②の審議会やパブリックコメントの参加人数で、0人という数字が多数散見されておりますが、これは市民参加手続が実施されたが参加者がいなかったということでしょうか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

そのとおりです。審議会については、委員の参加人数となっておりますので参加者が必ずおりますが、

---

パブリックコメントの意見募集に関して、意見が1件も寄せられなかった場合は、参加者が0人となっております。

【嶋田委員】

わかりました。

【加藤会長】

・それでは引き続き、事務局から説明願います。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

続きまして、7ページの資料2、令和3年度審議会等の開催状況について、ご説明いたします。こちらは、令和3年度に開催された、すべての審議会の開催状況をまとめたものです。ナンバー1から4の、「情報公開・個人情報保護審査会」を例に表の見方をご説明いたします。こちらの審議会は、昨年度は4回開催しており、1回目と3回目の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面にて協議を行い、2回目と4回目の開催は、市役所本庁舎において審議会を行いました。「公開」欄の○印は傍聴可能の会議で、×印は非公開で行われたものです。「諮問案件の審議」欄に○がついている審議は、諮問、答申が行われた案件となります。

次に「出席委員数」はそれぞれ「5名」ずつとなっております。「傍聴者」は公開した第2回目の4月26日の会議に5名の傍聴がありました。議事録確定日は第2回目が6月4日、第4回目が、9月8日に確定しており、会議開催から議事録確定までの期間は、2回目が39日、4回目が44日で、作成方法は「全文」筆記となっております。・以下、9ページまで、令和3年度に開催されたすべての審議会の開催状況をまとめており、令和3年度は、29の担当課で、196回開催されました。

・なお、新型コロナウイルスの影響を受け、書面協議となった件数は、13件となっております。

・次に9ページの下段、①～③をご覧ください。①の公開された審議会1回あたりの傍聴者数は、平均で1.93人となっており、前年度1.52人より0.41人増加されております。②の会議開催から議事録公開までの平均日数は、25.1日となっており、前年度の29.4日より4.3日減少しました。なお、「市民参加マニュアル」では、議事録は会議の都度作成し、会議開催後から概ね1か月以内に作成するよう求めています。公表が遅れている場合は、広聴・市民生活課から担当課へ連絡し、公開漏れがないよう努めているところです。③の報告もれにより会議予定の公表ができなかった件数は、ありませんでした。資料2の説明は以上です。

【加藤会長】

・ただいま事務局から説明がありました「資料2」について、ご意見等がございましたらご発言願います。

ないようですので、それでは引き続き、事務局から説明願います。



---

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

次に 10 ページの資料 3、令和 3 年度のパブリックコメント手続の実施状況をご覧ください。

市民の声を活かす条例第 17 条により、パブリックコメント手続における意見の募集期間は、市民が十分に検討するための時間を確保できるよう、1 か月以上とすることになっております。もし募集期間が 1 か月未満となる場合は、その理由を公表することにしてあります。表の左から、市民参加手続のテーマ、担当課、意見募集期間を掲載しております。意見の提出状況については、「人数」が、意見を提出した人数で、「件数」は提出された意見を内容ごとにまとめた数となります。令和 3 年度は表のとおり、19 件のパブコメを実施し、57 人から 195 件の意見提出がありました。「意見の反映状況」は、提出された意見について、パブコメの趣旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断して、検討結果を作成し、5 つの項目に分類しています。

「採用」は、意見に基づき原案を修正するものです。

「一部採用」は、意見に基づき原案を一部修正するものです。

「不採用」は、意見を原案に反映しないものです。

「記載済」は、既に原案に盛り込まれているものです。

「参考」は、原案に盛り込めないが、今後参考とするものです。

「その他」は、質問・意見として参考にするものです。

これらの検討結果は、広報とあい・ボードで件数を掲示しているほか、市役所 1 階の情報公開コーナーとホームページにも、件数と結果内容を公開しています。

・ 11 ページをご覧ください。こちらは過去の意見の検討結果をまとめたもので、パブコメ、縦覧について、平成 26 年度から令和 3 年度までの 8 年間の表にしています。資料 3 の説明は以上です。

【加藤会長】

・ ただいま事務局から説明がありました「資料 3」について、ご意見等がございましたらご発言願います。

【秋田谷委員】

パブリックコメントの募集について、私の職場でもよく見かけますが、本日の資料をざっとみると意見の提出者や参加人数にばらつきがあるように見受けられます。私個人の印象としても、あいボードでパブリックコメントの記事を見たときに、頭に入ってこないというか、自分事として考えられない内容で、かたい印象があります。現在は自分の意見を持ってる方のみが提出していると思われませんが、今後はもっと気軽に誰でも意見を提出しやすい機会があればよいと思います。

【松儀部長】

機会というのは、具体的にどのようなことでしょうか。

---

【秋田谷委員】

私達の世代では、あいボードや広報を見る人が少ないのかなと思います。それは個人の勝手ではありますが、今は情報収集の方法として、スマホやパソコンなどに情報が入ってきたものを見るという人が多く、自分から市に意見をするために情報を探しに行くという人はあまりいないと思います。でも自分達に関わりのある案件もあるはずですが、その情報が市民に知られていないのではないかと思います。

例えば石狩市の公式ライン等を活用して周知するとか、法的な文面よりも、もっと市民にわかりやすい簡単な文面で周知の方がよいと思います。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

パブコメの意見募集については、現在はあいボード、広報誌、ホームページにて情報配信をしておりますが、公式ラインについては、配信できる内容かどうかも含めて関係部局と協議をする必要があります。また、パブコメ募集の内容については、タイトルと概要を記載しているのですが、タイトルは簡潔に内容を明記しなければならないため、秋田谷委員が仰るとおりかたい印象になることは我々事務局も認識しております。そのため、今後は概要説明のなかで、もっと一般市民の方にもわかりやすい文面で記載をするよう、関係部署に周知していきたいと思います。

【今野委員】

意見が提出されて、採用、不採用とそれぞれありますが、不採用になった場合は、理由を提出者にお知らせしているのでしょうか。

【松儀環境市民部長】

意見提出者に対し、各所管課から検討結果を送付しており、その中に不採用になった理由を記載しております。市のホームページにも詳細を掲載しております。

【加藤会長】

・それでは、資料1～3をとおして「令和3年度市民参加手続の実施運用状況について」の評価を行いたいと思いますが、何かご意見等がございましたらご発言願います。

・ないようですので、それでは、「令和3年度市民参加手続の実施運用状況について」の評価につきましては、適正に実施されていたとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

・ご異議がないようですので、「令和3年度市民参加手続の実施運用状況について」は、適正に実施されていたと評価いたします。

---

・次に、事務局より情報提供があるとのことなのでお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

今年度は、新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、市民掲示板である「あい・ボード」について、ご説明させていただきます。

資料の 29 ページをご覧ください。あい・ボードとは、市民参加手続や市のイベントなどを市民にお知らせをする掲示板のことで、市内の公共施設や郵便局、お店など、市内 3 3 箇所に設置しております。30 ページにありますのが、あいボードの写真で、左側の写真が、従来からの掲示ボードで、右側の写真が、デジタルサイネージというもので、令和元年度より、市役所本庁舎、花川北コミュニティセンター、花川南コミュニティセンターの 3 か所に導入し、タッチパネルで記事を選択したり、拡大して見ることができます。先程あいボードのお話ができましたので、この機会にあいボードについてご意見いただければと思います。私からは、以上です。

【加藤会長】

・ただいま事務局から情報提供がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

【本間委員】

昨年も同じ意見が出たと思うのですが、デジタルサイネージは現地に行かなければ見ることができないということで、先程も意見があったようにスマホなどで見ることができるようデジタル化にはできないのでしょうか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

現在は、デジタルサイネージに掲載している記事について、ホームページ等では見ることはできません。デジタル化で配信する手法としては、ホームページでの配信になりますが、新たなページを作成できるかどうか、あいボードのようにチラシを掲載できるかどうかなども含めて検討したいと思います。

【嶋田委員】

デジタルサイネージは、現在 3 か所に導入されておりますが、今後拡充の予定はありますか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

デジタルサイネージは令和元年度に導入され、当初は拡充の計画を立てていたところでしたが、予算の確保ができず、現在は拡充の目途は立っておりません。

【秋田谷委員】

あいボードが何なのかということがそもそも周知されていないのではないのでしょうか。あいボードと

---

いうものが、石狩市の情報を発信するものであるということをもまずは周知する必要があると思います。

【松儀環境市民部長】

先程お話ししましたが20年前に市民参加制度の業務に携わっていた頃は、確かにあいボードとは何か、市民参加制度とは何かというところから周知をし、全てを知ってもらおうと発信をしていました。それが20年経って、また改めてやるべきことであるということでご意見を認識しました。

また、先程お話にありましたスマホでの情報配信ですが、当初から審議会委員の募集について応募希望者の登録制度を設けて情報を配信しております。その配信は今でも続いておりますが、そのような手法を用いて、ラインでの情報発信ができるかどうかも含めて研究したいと思います。

【加藤会長】

・他にご意見はございませんか。  
・貴重なご意見を何点が伺いましたが、私からも一点お願いがございます。先程意見がありました、タイトルのつけ方が重要なと思います。あいボードの中で、パブリックコメントのチラシは見落としする可能性があると思います。カラーバージョンで掲載するなど、目に付くように工夫が必要かなと思いますし、この辺はすぐに改善できるところだと思いますので検討していただければと思います。

【松儀環境市民部長】

このパブリックコメントの書式は当初から同じデザインにしており、統一化することにより意識を持って行ってもらおうという狙いがありました。現在もそこは変わらず統一されておりますが、今後は更に改善できるかどうかを検討していきたいと思います。

【加藤会長】

本日は何点かご意見がありましたが、今日は初回と言うこともありますし、また次回、審議をする場もございますので、その時にご意見をお聞かせいただければと思います。

## 6. その他

【加藤会長】

・最後に「次第6、その他」ですが、委員の皆様から何かございましたらご発言願います。

ないようですので、それでは事務局より、皆様に連絡事項があります。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

・2点連絡事項がございます。  
・1点目、本日の議事録についてですが、事務局で作成したのち、メールにて送付いたしますので、内

---

容のご確認をお願いいたします。皆様の確認が終わり次第、会長に署名をいただいて、確定とさせていただきます。

・2点目は、次回の審議会の開催ですが、来年の9月～10月頃を予定しております。近くになりましたら、また改めて日程調整について、ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

## 7. 閉 会

### 【加藤会長】

- ・以上をもちまして、令和4年度第1回市民参加制度調査審議会を終了いたします。
- ・本日は、お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

令和4年11月11日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会  
会 長 加 藤 光 治